

## 千葉市重層的・包括的支援体制整備事業等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の3の規定に基づく重層的・包括的支援体制整備事業（以下「本事業」という。）及び法第106条の6第1項の規定に基づく包括的支援会議の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、本市において市民の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、市民の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を整備することを目的とする。

2 包括的支援会議は、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える市民に関する情報の共有及び必要な支援体制の検討等を行うことにより、本事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (重層的・包括的支援体制整備事業の実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、千葉市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の全部又は一部を市が適当と認める者に委託し実施することができる。

2 市は、前項の規定により事業の全部又は一部を委託したときは、当該事業の受注者に対し、従事者選任届出書（様式第1号）による届出を求めるものとする。事業開始後に、受注者が新たに従事者を選任した場合も同様とする。

3 市は、前項の届出を受理したときは、従事者に対し職員証（様式第2号）を交付するものとする。

4 前項に規定する職員証の有効期間は、委託期間に準ずるものとする。

5 受注者が従事者を解任するときは、市は受注者に対し、従事者解任届出書（様式第3号）による届出を求めるとともに、解任した者の職員証を返納させるものとする。

### (重層的・包括的支援体制整備事業の内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）包括的相談支援事業 市民の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、市民の地域生活課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、受け止めた相談のうち、実施機関のみでは解決が難しい事例は、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センター（あんしんケアセンター）、障害者総合支援法に基づき設置する障害者基幹相談支援センター、児童福祉法に基づき設置することも家庭センター、生活困窮者自立支援法に基づき設置する生活自立・仕事相談センター、その他の地域生活課題を抱えた市民を支援する機関（以下「支援関係機関」という。）と適切な連携を図りながら支援を行うこと等により、市民の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援を行う。

（2）多機関協働事業 複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする市民及

びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該市民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する。

- (3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 支援関係機関その他社会福祉に関する活動を行う者（以下「支援関係機関等」という。）等との連携や市民とのつながりを構築し、複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながらも支援が届いていない市民（以下「支援対象者」という。）を把握する。また、支援対象者に関する情報を得たのち、当該支援対象者と信頼関係に基づくつながりを形成するために、支援対象者に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指す。
- (4) 参加支援事業 既存の社会参加に向けた事業では対応できない市民のため、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングやフォローアップを行う。また、既存の社会資源への働きかけや、既存の社会資源の拡充を図ることにより、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。

（包括的支援会議の設置）

第5条 市に包括的支援会議を置き、実施主体は市とする。

（包括的支援会議の内容）

第6条 包括的支援会議は、当該会議の構成員に対する守秘義務を設け、地域において支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化・複合化した地域生活課題を抱える市民やその世帯に関する情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を行う。

（事業等の実施機関）

第7条 第4条及び前条に規定する事業等を所掌する実施機関の名称は「千葉市福祉まるごとサポートセンター」とし、地域福祉課内に置く。

（守秘義務）

第8条 事業等に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（関係機関等との連携）

第9条 市は、事業等を円滑に運営するため、関係機関等と密接な連携を図るものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業等に関し必要な事項は、保健福祉局健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

年　月　日

(あて先) 千葉市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

### 従事者選任届出書

千葉市重層的・包括的支援体制整備事業委託（福祉まるごとサポートセンター）に伴い、  
下記のとおり従事者を選任したので届け出ます。

記

#### 1 選任した者

	職名	氏名	配置要件	所持資格
1				
2				
3				
4				

#### 2 選任年月日

年　月　日

#### 3 選任事由

様式第2号

2.0C		
2.4C		<p>千葉市福祉まるごとサポートセンター職員証</p> <p>氏　名</p> <p>上記の者は、千葉市福祉まるごとサポートセンターの職員であることを証明します。</p> <p>期間　　年　月　日　から 　　　　　年　月　日　まで 　　　　　年　月　日</p> <p>千　葉　市　長</p>

(裏面)

<p>注　意　事　項</p> <p>1. 本証明書は、千葉市福祉まるごとサポートセンターの活動以外の目的に使用することはできない。また、活動に際しては、常用すること。 2. 本証明書は、他人に貸与又は譲渡しないこと。 3. 本証明書は、紛失、汚損しないように注意すること。 4. 本証明書を紛失した場合は、速やかに千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課に届けること。 5. 身分を失った場合は、本証明書を速やかに千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課に返還すること。</p>
---

様式第3号

年　月　日

(あて先) 千葉市長

届出者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

### 従事者解任届出書

千葉市重層的・包括的支援体制整備事業委託（福祉まるごとサポートセンター）に伴い、  
下記のとおり従事者を解任したので届け出ます。

記

#### 1 解任した者

	職名	氏名	配置要件	所持資格
1				
2				
3				
4				

#### 2 解任年月日

年　月　日

#### 3 解任事由

#### 4 添付書類　千葉市福祉まるごとサポートセンター職員証